

# 公益財団法人山形県企業振興公社

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人山形県企業振興公社と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

### 第 2 章 目 的 及 び 事 業

#### (目 的)

第3条 この法人は、県内中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業者の経営に係る相談、助言等の総合的支援に関する事業
- (2) 経営の革新及び創業の支援に関する事業
- (3) 商品開発及び販路開拓の支援に関する事業
- (4) 高度技術の開発及び活用並びにこれらに係る人材養成に必要な支援に関する事業
- (5) 下請取引の紹介、あっせん及び取引に関する苦情又は紛争処理に関する事業
- (6) 中小企業の国際展開の支援に関する事業
- (7) 中小企業者等の事業の用に供する設備等の貸付及び譲渡に関する事業
- (8) 新産業創出のための投資及び債務保証に関する事業
- (9) 産業分野における人材の確保に関する事業
- (10) 中小企業の事業再構築等に関する支援
- (11) 山形県産業創造支援センターの管理運営
- (12) 企業の振興に係る各種情報の提供、研修事業の実施及び調査研究
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第4号及び第7号から第12号までの事業は山形県において行い、第

5号の事業は本邦、第6号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

### 第 3 章 資 産 及 び 会 計

#### （財産の種類）

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### （財産の管理及び運用）

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

- 2 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

#### （事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### （事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類

については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### **(公益目的取得財産残額の算定)**

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## **第 4 章 評 議 員**

### **(評議員の定数)**

第11条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

### **(評議員の選任及び解任)**

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

#### （評議員の任期）

- 第 1 3 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 1 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第 1 4 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」による。

## 第 5 章 評 議 員 会

#### （構 成）

- 第 1 5 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権 限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議 長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

#### (決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### **（決議の省略）**

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

### **（報告の省略）**

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

### **（議事録）**

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## **第 6 章 役 員**

### **（役員の設定）**

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事又は常務理事とする。

3 理事長は一般法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、専務理事又は常務理事は同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

### **（役員を選任等）**

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長並びに専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### **（理事の職務及び権限）**

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事又は常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長並びに専務理事又は常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### **（監事の職務及び権限）**

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### **（役員任期）**

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### **（役員解任）**

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### **（役員報酬等）**

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」に従って算定した額を報酬等又は費用として支給することができる。

### **（損害賠償責任の免除）**

第31条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定に基づき、理事又は監事が行う職務につき善意でかつ重大な過失のない場合において、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、理事会の決議により免除することができる。

### **（責任限定契約）**

第32条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定に基づき、外部役員（この法人の理事又は監事であって、代表理事若しくは業務執

行理事又は使用人でなく、かつ、過去にこの法人の代表理事若しくは業務執行理事又は使用人となったことのないものをいう。以下この条において同じ。)の任務を怠ったことによる当該外部役員(外部役員であった者を含む。)の損害賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、10万円と同法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

## 第 7 章 理 事 会

### (構 成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長並びに専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、出席者した理事の互選により定める。

### (決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。



### **（議事録）**

- 第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

## **第 8 章 職 員**

### **（職員）**

- 第40条 この法人に、職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員の事務分掌及び給与等に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## **第 9 章 委 員 会**

### **（委員会）**

- 第41条 事業の遂行に関して意見を聴取するため、この法人に次の委員会を置く。
- (1) 経営革新審査委員会
- (2) 貸付審査委員会
- (3) 下請取引苦情紛争処理委員会
- 2 前項各号の委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## **第 10 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散**

### **（定款の変更）**

- 第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

### **（解 散）**

- 第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### **（公益認定の取消し等に伴う贈与）**

- 第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「公益認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **（残余財産の帰属）**

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第 11 章 公 告 の 方 法**

### **（公告の方法）**

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## **第 12 章 補 則**

### **（委 任）**

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### **附 則**

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。  
阿部慎一、五十嵐幸枝、伊藤明彦、齋藤俊勝、佐藤日吉、庄司正人、松田芳徳  
原田啓太郎
- 4 この法人の最初の理事、監事は次のとおりとする。  
(1) 理事 安房毅、工藤誠、小松幸勇、清野伸昭、長谷川吉茂、森谷裕一、  
矢口信哉、山本惣一、結城章夫  
(2) 監事 奥山享、長谷川俊一
- 5 この法人の最初の理事長は森谷裕一、最初の常務理事は工藤誠とする。

## 附 則

この定款は、平成25年5月23日から施行する。